平成２７年（フ）第５２号
大津市本堅田３丁目23番１―203号
債務者　戸崎むつみ（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５７号
大津市中央１丁目２番８号　中央ハイツナカハラ302
債務者　植松　一夫
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５８号
大津市三大寺６番Ｃ―104号、前住所滋賀県草津市上笠４丁目６番58―２号
債務者　宮崎　静香（旧姓北出）
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５９号
大津市坂本３丁目33番28号　グランドヒル叡山201
債務者　中西　慶子
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６３号
大津市穴太１丁目５番３号　ときわハイツ103号室
債務者　伊勢　　葵
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６４号
滋賀県甲賀市水口町中邸３番41―205号
債務者　山本満喜子
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７７号
大津市小野288番地の１　シーサイド小野210
債務者　和興業こと　中内　重和
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１６４号
広島市佐伯区八幡１丁目22番12―302号
債務者　中坂千代子
1　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４７号
愛媛県松山市西石井３丁目16番31号　西石井団地３棟334号西村節子方
債務者　山本　鈴子
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１７号
愛媛県四国中央市下柏町651番地２
債務者　御手洗友樹
1　決定年月日時　平成27年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第２３号
愛媛県四国中央市中之庄町214番地２　グリーンハイツ102号、前住所愛媛県四国中央市上柏町961番地１
債務者　藤原　健二
1　決定年月日時　平成27年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第６号
愛媛県今治市波方町森上甲330番地、前住所愛媛県今治市東鳥生町３丁目１番42号、前々住所愛媛県今治市別宮町６丁目４番44号
債務者　阿部　清彦
1　決定年月日時　平成27年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２６年（フ）第３１３号
宮崎市大字小松1048番地　井上アパート207号、前住所宮崎市清武町加納１丁目54番地あいらんど加納106号
債務者　渡部　勇樹
1　決定年月日時　平成27年３月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第５０号
宮崎県児湯郡川南町大字川南1220番地５
債務者　椎木　良次
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２０号
鹿児島県鹿児島市星ヶ峯２丁目56番16号コーポ星ヶ峯202号
債務者　中村　光則
1　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第６０号
鹿児島県鹿児島市吉野町1764番地２　グレイスドミールはやま301号
債務者　川井田由美子
1　決定年月日時　平成27年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第６２号
鹿児島県鹿児島市鴨池１丁目16番15号　コアラ荘102号
債務者　迫田　正美
1　決定年月日時　平成27年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係